

大館市農業委員会総会議事録

令和7年6月13日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和7年6月13日（金）午後1時30分 開会			
	場 所	比内総合支所 301会議室			
2. 出席委員の氏名（14名）					
2番	渡邊 久雄	11番	小畑 美恵子		
4番	富樫 俊昌	14番	渡邊 久留美		
5番	伊藤 昇	15番	浅利 瑞穂		
6番	菅原 一成	16番	阿部 重信		
7番	小林 大樹	17番	畠山 繁司		
8番	安部 幸美	18番	藤盛 久登		
9番	斎藤 重春	19番	小畑 純市		
3. 欠席委員の氏名（ 5名）					
1番	高坂 千悦	10番	石山 元一	13番	藤原 信雄
3番	岩澤 トシ子	12番	嶋田 久美子		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名		次長	加賀 至		
		係長	工藤 学		
6. 議事録署名委員	14番	渡邊 久留美	15番	浅利 瑞穂	
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

業務報告	5月総会～6月総会
報告第12号	農用地利用集積等促進計画の認可について
報告第13号	賃貸借の合意解約通知について
議案第25号	貸借権設定の許可申請について（農地法第3条）
議案第26号	所有権移転の許可申請について（農地法第3条）
議案第27号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

係長

それでは定刻になりましたので、ただ今より大館市農業委員会総会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本日の出席委員は定足数に達していることをご報告いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会長

— 挨拶 —

係長

会長ありがとうございました。

続きまして、案件に入ります。大館市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いします。

議長

それでは、暫時議長を務めさせていただきます。

大館市農業委員会総会会議規則第16条第2項の規定により、議事録署名委員の選任が必要になります。当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号14番 渡邊 委員、議席番号15番 浅利 委員をお願いいたします。

議長

それでは、報告に入ります。

業務報告から報告第13号まで一括して事務局より説明お願いいたします。

次長

1ページをお開き願います。

本会主催以外の会議等の出席は、5月23日金曜日、秋田県農業会議第110回常設審議委員会、秋田市、会長出席。同会議理事会、秋田市、会長出席。秋田県都市農相委員会会長会通常総会、秋田市、会長出席。5月28日水曜日、全国農業委員会会長代表者集会会長代表者集会、東京都、会長、局長出席。県選出国會議員要請集会、東京都、会長、局長出席。5月29日木曜日から5月30日にかけて、県北地区会長会視察研修、茨城県、会長出席。

次に2ページをお開き願います。

報告第12号 農用地利用集積等促進計画について

大館市長から農用地利用集積等促進計画を認可する通知があったので報告する。

3ページから17ページをご覧ください。これは令和6年3月総会において可決されたものです。

次に18ページをお開きください。

報告第13号 賃貸借の合意解約通知について

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったので報告する。

19ページの総括表の下段をご覧ください。件数8件、田79,702.09㎡、畑3,780㎡となります。

20ページからの内訳ですが、売買するため1件No.255。借人が死亡したため1件No.256。貸すため4件、No.257～21ページのNo.260まで。耕作不便のため2件22ページのNo.261とNo.262となっております。

以上となります。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

2番（渡邊委員）

No.261とNo.262に関してです。3月に利用権設定されていますが、作付けされているのか、作付けされていないのか。それとも、その他に何か事情があるのか。

係長

この2件に関しては、作付けしておりません。

田起こしをしようとしたところ、機械がぬかってしまったそうです。そして機械が全然動かなくなってしまう、これでは耕作できないという事で地権者とお話をして、今回解約という事になりました。

議長

渡邊委員

2番（渡邊委員）

機械が歩けないのであれば、仕様がありませんね。

議長

ほかにごございませんか。

議長

ないようですので、議事に移ります。

議長

初めに、議案第25号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

24ページをお開き願います。

議案第25号 貸借権設定の許可申請について

農地法第3条の規定による貸借権設定の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

25ページお開き願います。

経営拡張の9件と新規就農の1件合わせて10件となっています。

経営拡張を理由として田の28筆45,755㎡、畑の4筆4,449㎡。

新規就農を理由として田の4筆1,966㎡です。

内訳は、26ページのNo.71から28ページのNo.79となります。

また、別添の農地法第3条調査書をご覧ください。

農地法第3条第2項第1号から第6号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

ご審議、よろしく願いいたします。

議長

議案第25号について審議いたします。

何かご意見ご質問等ございませんか。

2番（渡邊委員）

No.79新規就農者があがってきました。面積的には非常に少ないような感じがするんですが、特別な何かをやる新規就農者なのか、内容を教えていただきたいと思います。

係長

今回の場所は、ガラスのハウスが4棟立っている場所です。それを全部借りまして、その中で、トマトをやるという事でございます。

2 番（渡邊委員）

わかりました。

議長

ほかにありませんか。

ないようですので、議案第 2 5 号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 2 6 号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

2 9 ページをお開き願います。

議案第 2 6 号 所有権移転の許可申請について

農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、この可否について意見を求める。

3 0 ページをお開き願います。

経営拡張を理由とする計 5 件で、田が 7 筆、畑が 3 筆、合計で 6, 201 m²です。内訳は、3 1 ページの No. 5 4 から 3 2 ページの No. 5 8 までとなっております。

また、別添の農地法 3 条の調査書をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号の不許可事項には該当しておらず、許可要件のすべてを満たすものと考えております。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議長

議案第26号について審議します。何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので議案第26号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第27号を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

次長

33ページをご覧ください。

議案第27号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について農用地利用集積等促進計画（案）について、大館市長から意見聴取依頼があったので、意見を求める。

34ページお開きください。令和7年度農用地利用集積等促進計画第3号新規です。契約期間10年が12件、すべて田で合計面積が81,038㎡です。内訳は飛びまして36ページをご覧ください。

戻りまして35ページをご覧ください。令和7年度農用地利用集積等促進計画第3号、権利の移転です。10年が1件、14年が2件。田が16,540㎡、畑が201㎡合わせて16,741㎡です。

また、利用集積計画書や確約書、営農計画書で要件は確認済みであることを申し添えます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

議案第27号について審議いたします。

何かご意見質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第27号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、議案のとおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

次長

38ページをご覧ください。

ここで訂正をお願いいたします。6月25日（木）とありますが、ここは水曜日ですので（水）とご訂正をお願いいたします。

当面の行事予定です。

6月25日水曜日秋田県農会議の常設審議委員会、総会、理事会すべて秋田市で開催となっておりますが、皆さんに資料を送付後、訂正の通知がございました。年度計画によりましてこの資料を作成しましたが、実際の通知が来ましたら違っておりました。2つ目の秋田県農業会議総会が14時10分です。その次の秋田県農業会議理事会が14時55分です。そのように訂正になった理由が次のものだと思うんですが、15時20分市町村農業委員会会長会議が同じ会場で行われます。

6月30日月曜日、秋田県農業委員会女性協議会の総会、研修会、どちらも秋田市。

本会主催事業といたしまして、7月1日火曜日、現地調査、市内一円。浅利委員と阿部委員が当番となっております。

7月11日金曜日、総会、比内総合支所3階301会議室、午後2時。
以上となります。

それと追加をお願いします。6月25日、農協の総代会がございまして、こちらには代理に出席していただく予定となっております。

議長

ただ今の行事日程について何か質問等ございませんか。

それでは、無いようですので、その他何かありましたら。

係長

その他で2件お願いします。

農業者年金の関係の部長さんには通知を置かせていただきましたので、ご確認ください。

もう一つは、前回の総会で、総会資料について皆さんにご検討いただいて、扱いについて決めていただきました。

それで皆さんに一覧をご記入いただいて、総会の時にあのように箱を用意しますので入れていただく。事務局に渡した場合は、事務局にと書いていただく。また、手持ちで持ちたい方もいるという事でしたので、事務局に渡した月にいつの月分を渡したかという事を、その他のところに書いていただくということです。そしてその一覧の紙は来年の4月総会に出していただく。自分で、個人管理をしていただきたいという事になりますので、毎回入れる、持ち帰るという事を書いていただければ、そして、いつの総会分をいつ事務局に渡したかという事を書いていただくことになりますのでよろしく願いしたいと思います。

7 番（小林委員）

今貰った資料を、今返さずに来月返すという事もできるのですか。

係長

はい、出来ます。

来月7月のその他のところに、6月資料を返還などと書いていただければと思います。

自分で処分した場合は、自己処分と書いてください。

15 番（浅利委員）

なぜこのようなことをするのですか。

係長

皆さんご自身が、個人情報をおのうに管理しているという事を、目に見える形にさせていただくという事です。

議長

ほかに皆さんから何かありますか。

総会の方はこれで締めてよろしいでしょうか。

特にないようですので、以上で議長の任を解かせていただきます。スムーズな進行にご協力いただき感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

係長

会長、ありがとうございました。

これを持ちまして、本日の大館市農業委員会総会を終了いたします。

皆さんお疲れさまでした。

午後2時30分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月13日

議 長

議事録署名委員 14番

議事録署名委員 15番

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第105号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市早口字新田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市早口字上屋敷・・・
		〇〇 〇〇
譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市長坂字中岱・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第108号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市葛原字下前田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市住吉町・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市葛原字後小路・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第104号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市早口字新田・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市釈迦内字小釈迦内・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
	氏 名	
		大館市長坂字中岱・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第86号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町扇田字大堤上・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市比内町扇田字伊勢堂岱・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市比内町大葛字長部・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第80号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市二井田字寺後・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市二井田字村下・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
	氏 名	
		大館市山館字上野・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第79号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町独鈷字上台・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市比内町独鈷字寺清水・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市比内町独鈷字日詰村上・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第75号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市比内町独鈷字上台・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市比内町独鈷字沢村・・・
		〇〇 〇〇
申請者	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市比内町独鈷字日詰村上・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第59号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定		
土地の所在	大館市山瀬字山瀬・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字田の沢・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第118号	所有権移転 ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定		
土地の所在	大館市山館字八幡下・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市山館字屋敷尻・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市柄沢字狐台・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第112号	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市川口字新家下・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		東京都三鷹市牟礼1丁目・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市川口字長里・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第70号	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市字八幡・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市字八幡・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
	氏 名	
		大館市字八幡・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第71号	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市本宮字上ミ野・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		大館市下川原字屋布・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
	氏 名	
		大館市本宮字八兵エ岱・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄
(調査の結果、気
になったことなど
がありましたらご記
入ください)

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	⑩	⑩
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第116号	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定		
土地の所在	大館市花岡町字小鳩ヶ沢・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字繫沢・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市花岡町字繫沢・・・	△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--

農地法第3条申請に係る現地調査報告書

	報告年月日	令和 年 月 日
現地調査委員 (報告委員)	(印)	(印)
調査年月日 及び時間	令和 年 月 日	時 分 ~ 時 分

受付番号 第111号	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ その他の収益権設定	
土地の所在	大館市川口字長里・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
		東京都三鷹市牟礼1丁目・・・
		〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所
		氏 名
		大館市岩瀬字代野・・・
		△△ △△

調査項目及び調査内容		調査結果	
申請地の現況	申請地の現況は農地であるかどうか。	農地である	農地でない
全部効率利用 (第2項第1号)	取得後において、農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められるかどうか。	認められる	認められない
農作業常時従事 (第2項第4号)	申請者又はその世帯員が耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうか。	認められる	認められない
第2項第7号 (地域調和)	既に集落営農など農地が面的にまとまった形で利用されている地域で、その利用を分断するような権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の農業者が一体となって水利調整を行っているような地域で、他の農業者の農業水利が阻害される権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	無農薬等の栽培の取り組みが行われている地域で、これまで行われていた無農薬栽培等が事実上困難になる可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	集落が一体となって特定の品目を生産している地域で、その品目に係る共同防除等の営農活動に支障が生ずるおそれがある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	地域の借賃に比べて極端に高額な借賃で契約が締結され、周辺農地の一般的な借賃の著しい引き上げをもたらす可能性がある権利取得であるかどうか。	該当する	該当しない
	その他今回の権利取得が周辺農地に悪影響を与えるおそれがある場合、ご記入ください。		
※新規就農者や新規設立法人の場合に記入	申請者[譲受(借)人]に直接聞き取りの結果、就農する意欲や農業経験・技術等に特段問題がなく、適切な営農及び耕作が見込まれるかどうか。	見込まれる	見込まれない

自由記入欄 (調査の結果、気になったことなどがありましたらご記入ください)	
--	--